

平成15年10月

阿蘇市財政計画

阿蘇中部3町村合併推進協議会

総務部会財政分科会

阿蘇市財政計画作成要項

1、目的

阿蘇市建設計画を策定するうえで、新市での財政基盤の状況を把握する必要があり、また、合併後の財政運営を健全かつ効率的に実施するため、経常経費削減目標等を盛り込んだ、将来の方向性を熟知するため。

2、期間

基準年度・・・平成13年度及び平成14年度決算統計数値
推計期間・・・平成17年度～平成26年度までの10年間

3、歳入歳出費目毎の算出根拠

歳入

地方税

今後の経済状況及び国の政策に大きく左右されるが、住民税においては、生産年齢人口が総務省統計局推計による将来人口の推移をみると、減少傾向にあるため、とりあえず現時点では、住民税所得割を若干の減で計上する。

また、地方税収入の太宗を占める固定資産税については、今後新增築家屋等分の増収要因も予測できるが、平成15年度より、家屋物価指数が100%を下回ったため、今後も固定資産税は減少するものと思われる。

なお、特別土地保有税については、平成15年度より課税廃止のため計上していない。

以上の状況を踏まえ、基準年度数値を参考に、毎年度0.25%～1.25%の減少で推計計上している。

合併しない場合、合併した場合とも、同じ数値で計上。

各種交付金

地方譲与税、利子割交付金、ゴルフ場利用税交付金、地方特例交付金
地方消費税交付金、自動車取得税交付金、交通安全対策交付金については、今後の国の動向及び新市での経済状態により、影響がでると思われるが、平成14年度までの減少幅と今後の状況を加味し、一定水準で推計計上している。

地方交付税

普通交付税

【合併しない場合】

国の地財計画の方向性が予想し難い状況であるが、ここ数年の大幅な減少傾向は今後も続くものと予想され、地方交付税が歳入総額の太宗を占める地方自治体においては、今後の施策の行方に対して、多大な影響が生じることは言うまでもない。

今後の減額幅の予測が難しいが、各算出数値の引き下げは、今後も現状以上に打ち出されるものと予想されるため、平成13年度交付額を基準として、一の宮町・阿蘇町については、平成26年度交付額を約45%程度の減少で各年度調整して計上しています。

また、波野村については、平成21年度までと仮定しての過疎債発行に伴う交付税算入分を加味して、平成26年度交付額を約35%強の減少で、各年度調整して計上している。

なお、普通交付税の減少分をたいする、臨時財政対策債の制度は、現時点では、平成15年度までの措置であるが、今後も交付税制度改正と同様に、補填措置が講じられると予測されるので、詳細については地方債の欄で明記する。

【合併した場合】

制度的な部分については、合併しない場合と大差ないと思われるが合併算定替の特例措置（合併後10年間と段階的なその後5年間を合併前の交付額の算出で配分）や合併特例法の財政支援措置により多額の財政需要額が見込まれる。

合併による交付税算入分

- ・市制施行による算入分・・・10年間で約15億2千万円
- ・合併補正（臨時的経費分）・・・5年間で約3億1千万円
- ・新市建設計画に伴う合併特例債等の事業費算入分
10年間で約2.4億円

以上の結果、合併後10年間の交付総額は439億円となり、合併しなかった場合の単純合算交付額380億円より、59億円多く、交付されると予想される。

特別交付税

【合併しない場合】

各年度及び各町村の特殊事情等により、交付額に変動を生じるが、年々交付額が削減されており、今後の推移としては、平成 12 年度、平成 13 年度、平成 14 年度の推移を参考に、各年度 3 % ~ 5 % の減少で計上しています。

【合併した場合】

合併後、各年度通常部分については、減額交付となることは確実と思われるが、市制施行による特別交付税算定基礎額加算分の増加分及び公共料金格差是正、協議会経費算入分等、特例法に基づく財政支援措置の分を見込み計上しています。

以上の結果、合併後 10 年間の交付総額は 5.3 億円 となり、合併しなかった場合の単純合算交付額 4.4 億円 より、9 億円 多く交付されると予想される。

分担金及び負担金、使用料及び手数料

分担金及び負担金については、事業内容により変動することがあるが合併した場合・合併しない場合とも 2 年間に約 1 % の減額で計上しています。使用料及び手数料については、合併しない場合は、平成 14 年度数値を参考に算出し、2 年間に約 1 % の減額で計上しています。合併した場合は、各種公共料金等の調整及び施設等の統廃合により、若干減少するものと予想され、合併しない場合の平成 17 年度予想額の約 10 % 減で計上し、その後 2 年間で約 1 % の減で計上しています。

国庫支出金、県支出金

国の施策により、国庫補助金等の削減が打ち出されており、今後の動向が不透明な部分もあるが、現時点では、合併後の投資的な補助事業の協議が確定していないため、各町村の平成 18 年度までの実施計画を参考にし、また、福祉関係の事業費増を加味して、合併した場合、合併しない場合とも同額で計上しています。

なお、縣市町村合併特別交付金については、電算関係経費等に充てる関係上、合併前の交付額が発生するため、本計画には計上していない

阿蘇中部3町村

合併後普通交付税交付額推移試算

		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
旧町 村で の交 付税 交付 額	一の宮町	1,203,299	1,152,760	1,106,287	1,067,567	1,030,203	994,146	959,351	925,774	893,372	862,104
	阿蘇町	2,384,553	2,284,401	2,193,024	2,116,268	2,042,198	1,970,721	1,901,745	1,835,183	1,770,951	1,708,415
	波野村	863,573	835,938	810,859	790,587	770,822	751,551	732,762	714,442	689,436	665,305
合併前算入額		4,451,425	4,273,099	4,110,170	3,974,422	3,843,223	3,716,418	3,593,858	3,475,399	3,353,759	3,235,824
市制施行による交付税貫入盤		183,546	171,396	166,213	161,322	156,431	151,833	140,493	136,175	132,135	128,094
合併補正（臨時的経費分）		63,000	63,000	63,000	63,000	63,000					
新町建設計画に伴う事業費 補正算入分		0	10,670	29,100	50,440	128,860	243,110	369,580	467,240	525,620	568,650
その他地方債に伴う 交付税算入転		0	10,500	21,000	61,300	121,579	182,297	240,066	284,598	334,460	369,841
合併後算入額		246,546	255,566	279,313	336,062	469,870	577,240	750,139	888,013	992,215	1,066,585
総合計		4,697,971	4,528,665	4,389,483	4,310,484	4,313,093	4,293,658	4,343,997	4,363,412	4,345,974	4,302,409

対前年伸び率

96,4%

96,9%

98,2%

100,1%

99,5%

101,2%

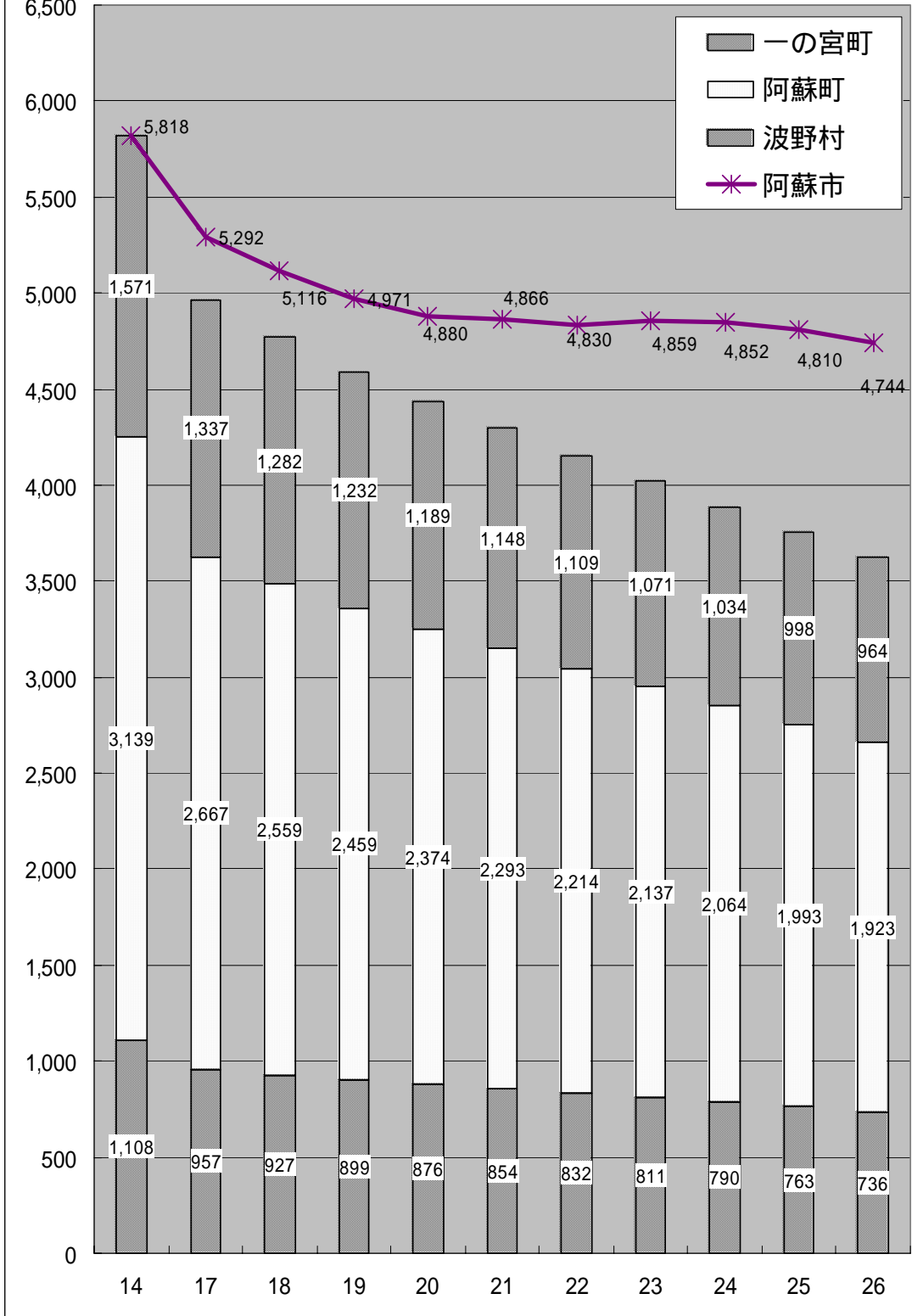
100,4%

99,6%

99,0%

地方交付税額の推移

単位：百万円



財産収入、寄附金、繰越金、諸収入

財産収入については、財産貸付収入、利子及び配当金等経常的な部分については、若干の減額で計上しています。なお、町村有地等の売り払いについては、現段階では把握できないため、計上していません。

寄附金、諸収入についても、同様に計上しています。

繰越金については、本来各年度決算では、必ず幾らかの繰越額が発生するが、本計画では予備費を見込んでいないため、歳入歳出を同額で計上しているため、各年度0円としています。

繰入金

繰入金については、合併時の各町村における基金持込額を平成14年度決算統計の標準財政規模の15%とした場合、合併10年後の基金保有額の最低限必要額を考慮し、各年度歳入歳出の状況及び普通建設事業の規模、緊急性等を加味し、財源調整を目的として計上しています。

なお、本計画での繰入金は財政調整基金及び減債基金を適用しています。

地方債

【合併しない場合】

過疎債については、現状までの発行額を参考に、平成21年度まで一定額で計上しています。

臨時財政対策債については、現時点では平成15年度までの措置であり平成16年度以降の措置がどのように講じられるか予想し難いが、大幅な地方交付税の削減は、今後も引き続き実施されることを推測

すれば、何らかの財源補填措置が講じられるものと思われるので、各町村の平成15年度発行予定額を参考にし各年度減額して計上しています。

なお、その他の起債額については、最小限度で計上。

【合併した場合】

過疎債については、平成21年度まで各年度2億円前後計上し、新市建設計画に伴う合併特例債については、合併後5年間に重点配分し、総額約100億円の発行を予定しています。

また、合併後の市町村の振興のための基金造成に対する特例債については、合併後4年間で約10億円の発行を予定しています。

また、臨時財政対策債については、前述した通り、今後の措置が確実に把握できないため、その他の起債額と併用して、各年度普通建設事業費総額等を考慮して計上しています。

ここに述べるまでもなく、合併特例債は借金であり、後世への償還額の状況を十分に熟知し、必要最小限に留める様、本計画を最大として、合併後取組まなければなりません。